佐賀県告示第391号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成 26 年佐賀県条例 第 87 号。以下「条例」という。)第 13 条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、令和3年10月22日から施行する。

令和3年10月21日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「POT & PORNSTARS HOT GUN (販売名が HOT GUN であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Fresh(販売名がMP02 フィーリングであるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「Skull 420 VER2(販売名が MP03 スカル 420 であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN Premium VER2(販売名が MP04 アラジン Vr3 であるものを含む。)」と表示のある製品であって、そ の内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「ZOMBIE YELLOW VER2(販売名が MP05 ゾンビであるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「BLACK SNAKE 2nd VER2(販売名が MP06 スネイクであるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内 容物が植物片のもの

- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「SPIRAL(販売名が MP07 スパイラル であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が植物片 のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「PANDORA Platinum VER3(販売名が MP09 PANDORA であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内 容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN ACE VER2(販売名が MP10 aladdin ACE であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「Hot Stuff Inspire VER3(販売名が MP11 HOT STUFF Vr3 であるものを含む。)」と表示のある製品であって、 その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「SATAN (販売名が MP62 SATAN である ものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「5MEO-SIXTEEN (販売名が 5meo-sixteen であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「BIG HIP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「Effect Gold」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「King Drop VIP(販売名が king drop VIP であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE RASH」と表示のある製品であ

- って、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「トコロテン MAX(販売名が MAX トコロテンであるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「power BOMB(販売名が power bomb であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「Real Fighter」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER SONIC(販売名が Super Sonic であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「Tattoo (販売名が TATT00 であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「XPX-GAMMA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「ZOMBIE(販売名が zombie であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「ギメ鬼」と表示のある製品であって、 その内容物が液体のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「ドライオーガズム狂」と表示のある 製品であって、その内容物が液体のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「フィスト X」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「メスイキ狂」と表示のある製品であ

- って、その内容物が液体のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「モロ感」と表示のある製品であって、 その内容物が液体のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「極マゾヒスト」と表示のある製品で あって、その内容物が液体のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「男娼」と表示のある製品であって、 その内容物が液体のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「濡姦」と表示のある製品であって、 その内容物が液体のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「覇王」と表示のある製品であって、 その内容物が液体のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「虜」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真を付して「媚●ワンショット」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「一心不乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「CRAZY SPEED (販売名が crazy speed(クレスピ)であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「DRAGON SPEED (販売名が Dragon Speed(ドラスピ)であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「トランス淫媚」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により 身体に使用されるおそれがあると認められるため